整骨院等では健康保険を正しくご使用ください

整骨院・接骨院で健康保険が使えるのは、
打撲、ねんざ、挫傷（肉離れなど）、骨折※、脱臼※のみ！

※応急処置を除き医師の同意が必要です。

病院などで診察を行う医師は、患者の不調に対し、問診、レントゲン撮影や血液検査などを行ったうえで、注射や薬、手術等による治療をします。

一方、整骨院等で施術を行う柔道整復師は、こうした検査や注射・投薬などの治療行為が認められていません。整骨院等で健康保険が適用されるのは、上記の症例に限定されており、そのほかの場合は、全額自己負担となります。

全額自己負担となるケースの一例

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 神経痛・リウマチ・五十肩などからくる痛み・こり
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 病院などで治療中の負傷

※仕事中や通勤途上に起きた負傷は、健康保険ではなく、労災保険が適用されます。

接骨院・整骨院を利用したみなさんへ

当健保組合では、保険給付の適正化を図る一環として、診療報酬明細書（レセプト）の点検を行っております。接骨院・整骨院での施術内容、負傷原因等の照会業務をガリバー・インターナショナル㈱に委託しております。同社より、照会のご案内を差し上げることがありますので、照会書を受領された方は、内容ご確認のうえ、返信をお願いします。

はり、きゅう、および、あん摩マッサージの支払い方法は従来どおり

はり、きゅう、および、あん摩マッサージについて、当健保組合では、平成26年4月1日より償還払い（利用者がいったん施術費の全額を支払い、その後、当健保組合宛てに請求する方法）を採っております。当健保組合では、従来どおり「償還払い」方法を継続します。

注意

療養費の施術には主治医の診療による同意・再同意が必要です。再同意については診療のうえ、6ヵ月ごとに文書で行う必要があります。口頭では認められませんので、ご注意ください。

大切なお知らせ

WEBサービス未登録者向け医療費通知・給付金支給決定通知配付方法等の変更について

WEBサービスに登録済みの被保険者のみなさんは、PC等で医療費通知・給付金支給決定通知（以下、支給決定通知）をご覧いただいておりますが、未登録の方にははがき仕様の通知をお配りしております。

WEBサービス登録率が3月1日現在、約75%となったこともあり、通知作成費用の削減・事務効率化の観点から、本年4月より未登録のみなさん宛の医療費通知・支給決定通知の作成方法・頻度・配付方法を変更します。

WEBサービス登録済

医療費通知〈パソコン〉　支給決定通知〈パソコン〉

- 通知作成頻度・時期：両通知とも毎月（月初）
- 通知到着のお知らせ方法：メルマガにてご連絡

WEBサービス未登録

平成31年3月配付分まで	平成31年４月以降	
医療費通知／支給決定通知〈はがき〉	〒 医療費通知〈封書〉	〒 支給決定通知〈封書〉
●通知作成頻度・時期：両通知とも毎月（月の中ごろ） ●配付方法：会社の人事・総務の担当者経由配付（任意継続被保険者様宛は郵送）	●通知作成頻度・時期：6ヵ月に1回（月の中ごろ） ●配付方法・到着時期：ご自宅宛※郵送 9月到着…1～6月診療分 3月到着…7～12月診療分	●通知作成頻度・時期：給付金の支給がある場合。毎月（月の中ごろ） ●配付方法・到着時期：ご自宅宛※郵送。給付金発生月の3ヵ月後

※会社にお勤めの方は、住所情報は会社から入手させていただきます。

受診月から最短で3ヵ月後のお届けとなります。医療機関からの請求が遅れたり、「社会保険診療報酬支払基金」での審査が長引くと、4ヵ月以上かかる場合があります。

★ご自宅宛の郵送は、通知作成費・郵送費がかかります。ぜひWEBサービスへの登録をお願いします。お渡ししておりますID・仮パスワード通知を紛失された場合は、再発行しますので、当健保組合宛にご連絡ください。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後に、他の製薬会社から新薬と同じ有効成分を使って作られます。厚生労働省が定める品質基準をクリアして承認を受けているので、効きめや安全性、品質は新薬と同等であるのに、価格は新薬の2～7割と安いのが特徴です。製品によっては、製造技術の進歩などにより、のみやすく改良されていることもあります。

一定の期間にわたって服用する薬ほど、薬代節約の効果が大きいため、医師等にご相談のうえ、ジェネリック医薬品に切り替えてみませんか。前号にはさみこみの『ジェネリックお願いシール』を保険証に貼り、ご利用ください。また、当健保組合のホームページ（URLは裏表紙参照）にも、『ジェネリック医薬品お願いカード』が掲載されていますので、これをプリントしてご活用ください。

当健保組合においては、服用中の薬について、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の差額をお知らせする「ジェネリック医薬品利用促進通知」を、WEBサービスご利用のみなさんに3ヵ月ごとに配信しております。

また、WEBサービスで配信している「医療費通知」の「明細一覧」⇒「お薬の情報」をクリックすると調剤医薬品明細が表示され、上記「ジェネリック医薬品利用促進通知」と同様の薬代の差額試算が照会できますので、どうぞご活用ください。